

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第34回）

議事録

日時：令和7年7月17日（木）17時00分～18時00分

場所：Web会議

【議題】

中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について

【議事録】

○中谷委員長 定刻となりましたので、ただいまより、第34回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。本日は、御多忙のところ御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、臨時委員15名のうち、現時点で14名に御出席いただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。本日は、山之内委員が御欠席です。

議事に入ります前に、宮本委員、和田委員が任期満了で退任され、後任として、新任の委員がいらっしゃいますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○森井特殊関税等調査室長 事務局より御紹介させていただきます。私は、7月に特殊関税等調査室長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回から2名の委員が新たに任命されています。日本貿易会常務理事の徳田委員、それから、日本経済団体連合会国際経済本部主幹の土肥委員です。

○中谷委員長 ありがとうございます。それでは、徳田委員と土肥委員に一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

徳田委員からお願いいたします。

○徳田委員 日本貿易会常務理事の徳田と申します。私、この6月から、前任の宮本委員から引き継ぎを受けまして、今回この会に参加させていただくことになりました。前職は住友商事にいました。そういったこともあり、民間企業の立場から、こちらの特殊貿易措置小委員会で、できたら貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○中谷委員長 ありがとうございます。それでは、土肥委員、お願いいたします。

○土肥委員 経団連の土肥と申します。前委員の和田から職務を引き継ぎまして、委員に就任させていただきました。私自身はずっと経団連におりまして、実業に携わっていたわけではないのですが、産業界の立場も含めてこの委員会の議論に貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中谷委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局を代表いたしまして、成田貿易経済安全保障局長から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○成田貿易経済安全保障局長 ただいま御紹介いただきました経産省の成田でございます。

本日は、先生方、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御紹介いただきましたように、本年7月1日に貿易経済安全保障局長に着任いたしました。本小委員会、着任後初めてでございますけれども、ぜひよろしくお願い申し上げます。

グローバルな経済状況、複雑な状況になってはいますが、特に近年、中国の中長期的な産業規模の拡大や中国国内の景気低迷の結果、いわゆるデフレ輸出という流れが広がっておりまして、特に一部産品では我が国への輸入も拡大しているところでございます。一方で、米中貿易摩擦をはじめ各国の新たな貿易措置によって、他国に輸出されていた製品が日本の市場に輸入してくるといったようなことも懸念されている状況でございます。このように、我が国を取り巻く環境は非常に大きく変化してきているような状況だと認識しております。

我が国は、先生方御存じのとおり、従来、ほかの諸国に比べますと、いわゆるアンチダンピング関税、補助金相殺関税、セーフガード措置のいずれもその活用が限定的だったわけでありまして、今申し上げました昨今の環境変化を踏まえ、我が国の市場や産業にとっての公正な競争環境を確保するために、こういった貿易救済措置を適切に講じていく必要性がより高まっているというように考えております。そういう意味で、産業界の皆様をはじめとする関係各所とコミュニケーションを図りながら、適時適切に調査を行っていきたいと考えております。

本日は、中国産の黒鉛電極に関するアンチダンピング調査の結果につきまして御報告申し上げます。本件は2024年4月24日に調査を開始いたしまして、本年、95.2%の最終関税を開始しております。委員の皆様方から御意見をいただき、今後の貿易経済措置の制度や調査実務の改善に生かしてまいりたいと考えてございます。ぜひよろしくお願い

い申し上げます。

私から以上でございます。

○中谷委員長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。本日は、「中華人民共和国黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について」を議題としております。本日の議事録は後日公開することとしておりますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

それでは、特殊関税等調査室・森井室長、素材産業課・菊池企画官から説明をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、説明中は適宜カメラをオフにさせていただいて結構です。

○森井特殊関税等調査室長 中谷委員長、ありがとうございます。私の方から、資料に従って、今回の課税の概要について御説明をさせていただきます。

今回の調査の概要でございますけれども、令和6年4月から、中国産の黒鉛電極に関して調査を開始しました。本年7月3日に95.2%のアンチダンピング税の5年間の賦課を開始したところです。

今回の調査対象貨物は黒鉛電極ですが、これは円柱状で、一般的には黒色の製品ということになります。熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使われるのが主な用途となっております。

今回の調査対象期間は、いわゆるマージンの調査が令和4年10月1日から令和5年9月30日、損害の調査が平成30年1月1日から令和5年9月30日までとして行っております。

黒鉛電極の概要ですが、円柱状の黒色の部材で、原材料はコークス等であり、これに成形・焼成等を行い、高温熱処理をすることによって、強度や熱伝導率が高く、耐熱性に優れた特性を有するというものになっております。

国内の主な生産者は、SECカーボン、東海カーボン、日本カーボン、レゾナック・グラファイト・ジャパンの4者です。

黒鉛電極の主な用途ですが、電気炉における陰極であり、その中でもグラデーションがあり、約20インチ以上の電極は鉄スクラップを電気炉で溶かし、鉄鋼を製造するもの、おおむね18インチ以下の電極は電気炉において鉄鋼の成分調整を行うものということになっております。ただ、これはあくまでグラデーションで、どこかの基準で完全に用途が分かるとか、規格が分かるといえるものではないでございます。

次に産業の現状ですが、黒鉛電極は電気炉で陰極の炭素棒として使われ、代替も困難な

製品ということで、鉄鋼業等にとっては重要な製品でございます。さらに、昨今のカーボンニュートラルの目標に向けた動きの中でも、従来、鉄鋼は高炉で生産することが多かったわけですが、鉄のリサイクル、資源循環を行うためにも、電気炉への転換というのが進んでおりまして、そういう観点でも、黒鉛電極の安定した供給は非常に重要だということになっております。

そういう中で、対象期間中に全体としては需要が鈍化傾向にある一方で、輸入は増加し、国産品の国内販売量の減少とか市場占拠率の下落につながったということでございます。国内生産者は中国製品との価格競争に巻き込まれ、製造原価の上昇分を価格転嫁できないとか、販売機会を失ったということで、営業利益が期間中に減少したということです。こうした認定を踏まえて、国内産業の損害を保護するために確定措置の発動に至ったということです。

今回の調査・課税の流れですが、申請があったのは令和6年2月26日です。そこから約2か月後の令和6年4月24日から調査を開始しました。そこから約10か月間の調査を経て、令和7年2月28日に仮の決定を発出しております。

その後、暫定措置の発動ということで、これは3月29日からでございます。4月18日に重要事実の開示を行っております。仮決定と重要事実の開示それぞれの後に計2回、利害関係者による意見表明の機会も設けております。それらを踏まえた最終的な決定として、不当廉売関税の課税発動に至っております。

利害関係者からの主な意見ですけれども、こちらのページに5点挙げています。

第一に、今回、供給者のサンプリングによる調査を実施しましたが、その妥当性についての反論がございました。この点については、今回、供給者の数が非常に多かったということで、個別に決定するのが困難であり、アンチダンピング協定に基づいてサンプリングを行ったということでございます。

2点目に代替国価格の使用についてです。中国は、市場経済性が認められない場合は代替国価格を使うことが認められているわけですが、その妥当性についての反論がございました。これについては、市場経済条件が浸透していることを確認するための質問状を出したわけですが、十分な回答がなかったために、代替国価格を使用したということでございます。

その代替国価格の使用に当たって、特定の協力企業の情報だけではなく、公開情報等に基づいて算出すべきだという意見もございました。我々としては、代替国の協力企業から

正確な詳細情報が得られているにもかかわらず、必ずしも詳細でない公開情報を使うということは適切ではないという見解です。

4点目、ファクツ・アヴェイラブルの使用の妥当性についても反論がありました。我々としては、質問状の不備に対して複数回修正の機会を与えましたが、それにもかかわらず、誤り、不整合が見られたため、ファクツ・アヴェイラブルを使用したということでございます。

最後に、中国で生産されているもののうち直径350ミリ以下の黒鉛電極に関しては、用途が異なるから除外すべきだという反論もございました。これについては、直径350ミリ未満のサイズも国内生産が行われており、実際にその国内生産に対して損害が発生していたということを認定しておりますので、除外する理由がないという立場でございます。

こうした見解をもとに、重要事実の開示に至っております。重要事実の開示は4月18日に行っておりますが、資料に記載された各項目について、詳細な事実を開示しております。その重要事実の開示の後に、もう一度利害関係者からの意見表明の機会を提供していますが、基本的には、仮の決定に対する反論と同趣旨のものが提出されておまして、我々の見解を変えるようなものはなかったため、我々としてはそのまま事実認定を確定させております。

不当廉売差額率の算出についてです。差額率の計算としましては、資料に書かせていただいたとおり、正常価格から輸出価格を引き、輸出価格で割り、それに100を掛けるということで算出しております。このときに、正常価格については、先ほど御説明のとおり、代替国の数値を使っております。輸出価格についてはサンプリングを使ったということで、ここに記載された3者について調査をし、またファクツ・アヴェイラブルを使用したということを記載しております。その計算の結果として、不当廉売差額率は104.61%という数字を出しております。

次に損害の認定についてです。損害の認定は、資料左側に書いてある大きく3点でございます。不当廉売された貨物の輸入については、中国産品の輸入量が増加し、市場占拠率を拡大させ、この期間を通じて国内産品よりも安い価格で輸入されたということを認定しております。本邦産業への影響ですが、売上高が減少し、取引先から値上げ幅の圧縮とか、値下げを要求されたということ、製造原価の増加に見合った価格設定ができなかったということで、その結果として、営業利益が大きく減少したということを認定しております。

この間の因果関係として、中国以外の国からの影響は限定的であり、中国からの影響が

やはり因果関係として存在するということを認定しております。

最後に不当廉売関税の算定についてです。先ほど差額率を104.61%と算出しておりましたが、実際の課税額を決定するに当たっては、海上運賃等を乗せて計算をし直しており、その結果として、今回の課税率は95.2%という数字を出しております。

<参考>のところについては担当の素材産業課のほうから御説明をさせていただきます。
○菊池素材産業課企画官 製造産業局素材産業課の菊池でございます。私のほうから、11ページからの参考資料部分の手続について御説明をいたします。

本措置の対象品目でございますけれども、輸入統計品目番号、すなわち、HSコードの8545.11-010の物資として輸入されますけれども、この番号には対象となる黒鉛電極のほかにも、対象から除外される黒鉛化の工程を経て製造したものではない炭素電極や天然黒鉛の電極も含まれることになります。このため、HS 8545.11-010で輸入する貨物で、本措置からの除外を受けるためには、経済産業省令で定める黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書、これの交付を受け、税関に提出していただく必要がございます。

具体的な手続としては、輸入を行う都度、資料、12ページのほうにある申請書、その形状、製造工程、組成が分かる資料を添付して製造産業局素材産業課に申請していただくことになります。

ページ戻りまして、必要があれば、この申請されたものに対して、当課より不備の補正や追加の資料提出、説明を求めながら、黒鉛化の工程を経ないで製造されていることを審査した上で、これを認めるときに証明書を交付することになります。これが認められないときにはもちろん交付しないことが申請者に通知されるということになっております。

以上で資料の説明を終えさせていただきます。

○中谷委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。皆様、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。ただいまの説明につきまして、質問またはコメントがございましたらお願いいたします。御発言のある委員は、Teamsの挙手の機能を使っていただき、発言の意思表示をお願いいたします。いかがでございましょうか。

服部委員、お願いいたします。

○服部委員 すみません。一番手などおこがましいのですが、まだ皆さん準備されているようなので、先に発言をさせていただきます。

今回の措置の関係の資料を拝見させていただきまして、まずは、グリーン化というか、

脱炭素といったものも含めた、昨今の課題と併せた中で、また国内におけるしっかりとした重要なサプライチェーンの中での確保できるような素材について、確保していけるような形でAD措置を発動できるということは非常に素晴らしいというか、AD措置を持っている、それをうまく活用できている事例なのかなと拝見しました。

この実効性を保つためにまたいろいろと見ていくというところもあると思いますけれども、まずはすごくそのようなものだなと感じたというところを一言発言させていただきま。ありがとうございます。

○中谷委員長 ありがとうございます。ほかに挙手はございますでしょうか。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊（真）委員 すみません。どなたもないようなので、少し私のほうで感想めいたこととお話しさせていただきたいと思います。

今回の黒鉛の措置なのですけれども、先ほど、中国の状況から言ってしまうお話もありましたが、やはり潜在的にいろんな案件でこういった対応が必要な状況というのはこれから増えてくると思いますので、こうした形でアンチダンピングとか幾つかの貿易措置を機動的に適用されていくというのは非常に重要なことではないかと思います。

ややテクニカルなことをお話ししますと、今回、中国に関して言うと、マージン率をどう計算するかということで、中国の今の現実と、あとルール上のことで1点、現実とルールが乖離しているところがいろいろ難しくなってくるのではないかと思っている点が1点ありまして、非常に洪水のように輸出してくるものが増えてくるというときに、普通に国内価格と輸出価格を比べると、逆にダンピング率が低くなってしまう。そういう状況なので、今回も、中国の市場経済国条件に関するルールに基づき今回マージン率の計算をされたと思います。

これで取りあえず本件は一つの対応だと思うのですけれども、やはり本質的には、国内で赤字のものを国外にそのままの価格で輸出しているというところが不当な廉売の原因だと思いますので、そうした面の構成価格をどう考えるかという形での対応というのを積み重ねていくほうが、これから恐らくいろんな形で増えてくるこの手のタイプの摩擦に機能的に意味のある対応ができるのではないかなと思っております。

あと、5年の措置ということなのですけれども、これが5年たったらこの市場がどうなっていくか、何とも言えないところがあると思います。一定程度の期間が日本企業への損害を守るというのは1つ対応すべきことかと思いますが、中長期的には、日本の産業の

競争力を維持するための追加的な施策というのが、経済産業省全体としてはやはり御検討されたほうがいいのではないかと考えております。

企業の皆様それぞれ努力されていると思いますが、こういう素材に近いところに関しては中国の価格競争力が圧倒的に強いという現実があります。この部分をいかに日本の経済が取り込むかということも視野としては必要で、やはり赤字での輸出はよくないという形での規律づけもあります。中国が自由貿易の旗手であると主張するのであれば、こうした産業に対する日本企業の投資によって、より安価な資源のアクセスを日本企業にも開き、その権益をしっかりと守らせるというところが、日本政府としての態度としてはそういう向き合い方を進められるのがよいのではないかなと考えております。

以上になります。

○中谷委員長 ありがとうございます。事務局からは最後にまとめて回答をお願いしたいと存じます。ほかの委員、御発言ございましたらよろしく願いいたします。

川島委員、お願いいたします。

○川島委員 ありがとうございました。今回の調査も非常に大変な調査であったと思います。お疲れさまでした。

私からは2点ありまして、今、渡邊委員から御発言のあった、代替価格についてですが、中国の中のデータが信頼できないということで、代替的なデータを探すということで、今回は日本企業と、他の日本企業のドイツ子会社が出してきたデータを使ったと理解しております。

日本が中国産の品物に対して今回と似たような非市場経済を使って代替価格を算出することを行った例は幾つかあって、その先例においてはほとんど日本企業が出してきたデータを使うことが多かったと理解していますが、今回も、日本企業及び日本企業の子会社が出してきたデータということになりました。

私、前回自己紹介したときにもちょっと紹介しましたが、貿易救済判例研究会とこのをやっております。幾つか日本の事例の解説も会員の皆さんに書いていただいているのですが、これらの解説では、日本語でのデータを求めるということになっているので、どうしても第三国の企業でこういった調査に関心を持ってくれるところはなかなか出てこない。やはり日本企業がこういうデータを出してくるようになってしまうのだろうと。結果としては、日本国側のデータを中心にダンピングマージンを計算するという事になって、当然、ダンピングマージンが発生するという事になってしまうので、これは

WTO協定上違反とまでは直ちには言えないけれども、公正性に疑問があるのではないかという意見が研究会の中では解説として出ておりました。違反だという意見ではないですけれども、その辺、何か改善の余地があるかどうかというのはちょっと気になっているところですよ。

もう一点は、今回、最終的に95.2%という比較的高いアンチダンピング税がかかることになったわけですが、報道で、黒鉛電極を使っているユーザー産業ということですから、鉄鋼産業、鉄鋼メーカーだと思いますが、鉄鋼メーカーさんから、今回のアンチダンピング税、こんな高いとはちょっと驚いたと、高過ぎるのではないかという声が出ているとの情報を拝見しました。

関税定率法8条1項には、不当廉売差額と同額以下の関税を課することはできると書いてあって、同額以下の関税を課することができるというのは裁量の規定になっているのですね。ですから、必ずしもダンピングマージンどおりに関税をかける必要はないと理解しております。

ただ、不当廉売の関税のガイドラインを見ますと、今回の決定のように、CIF価格で割ることによって関税率を算出するという方針が固まっております、いわば法律上与えられている裁量権を放棄しているようにも見えるわけです。この点、今回の決定それ自体に対する問題点というよりは、将来に向けての政策論ということになるのですけれども、ダンピングマージンよりも低いアンチダンピング税で損害を除去するために十分な場合、そちらを課税すると、そちらを賦課するということも一つの考え方ではないかなと思しました。

アンチダンピング協定の9.1条を見ますと、レッサーデューティールールですね。損害を除去するために十分な場合はそちらの低いほうの率を採用することが望ましいとしか書いていないので、WTO協定上、義務ということではなくて、この話というのは日本自身の政策判断ということになるわけですが、そうしたアプローチも一理あるかなと、そういう一つの意見です。

以上です。

○中谷委員長 ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊（芳）委員 ありがとうございます。日本化学工業協会の渡邊と申します。

今回、アンチダンピング課税を課すということなのですが、一方で、最近、アン

チダンピング課税を回避するような、いわゆる迂回行為が行われていると聞いていまして、それらの措置を講じて、より実効性を高めていただきたいというのが私の意見です。最近非常に巧妙になっていると聞いていますので、その辺も御配慮いただけたらと思います。

以上です。

○中谷委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、それでは、事務局のほうから回答をお願いいたします。

○森井特殊関税等調査室長 皆様、御意見賜りましてありがとうございます。

まず、服部委員からは極めてエンカレッジングなコメントをいただきまして、誠にありがとうございます。我々としても、もちろん個別の製品の損害は1つ1つ個別に調査するわけですが、いろんな政策的観点も念頭に置きながら、適時適切に貿易救済調査を行っていくということを考えております。

渡邊委員から、より実際の経済実態、貿易実態の観点からの御指摘をいただきました。個別のケースごとにはしっかりデータを見て、それでダンピングマージンが出ているのか出ていないのか、しっかり検証していくということだとは思いますが。同時に、政策論としては、御指摘のとおり、また、冒頭、局長からも申し上げたとおり、世界経済や貿易の流れというのは非常に急速に変わっています。いわゆるデフレ輸出とか、いろんな国の貿易措置による転換効果というのは生じていますので、そういう中で、貿易救済措置をどのように活用していくのかということは1つ大きな政策 이슈だと思っております。ぜひ引き続き、御意見賜りながら我々としても検討していきたいと思っております。

5年間の措置の間に、競争力強化、そのための産業政策が重要だという点は、おっしゃるとおりだと思います。我々自身は、調査当局ということで、調査をするのが専らの業務ではありますが、省内では原課や関係部局がしっかり連携をして、産業政策をよくすり合わせをしながらやっていきたいと思っております。

川島委員から、専門的な観点から御意見をいただきました。御指摘の点、いずれも我々が検討していくべき観点だと思います。代替価格に関しては、もちろん御指摘のような観点あるとは思いますが、他方で現実的にどのようなデータが取れるかというところもあると思います。引き続き、その手法については検討させていただきたいと思っております。また、もちろん損害を除去するというのが原則論としての政策目的になってこようかと思っておりますので、その観点で、税率をどうするかということは1つ論点であろうと理解をしております。

最後に渡邊委員から、迂回の点について御指摘いただきました。我々としても、これまで、迂回の規定を導入するということをずっと検討しておりまして、財務省とも緊密にそこはやっておりますので、ぜひこの点は今後進めていきたいと思っております。

以上になります。ありがとうございました。

○中谷委員長 ありがとうございました。

本日の議題は以上です。本日の小委員会の議事録につきましては、作成次第、事務局から確認をお願いさせていただきます。

それでは、これにて閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

——了——